

第6回 佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会 議事録

平成16年5月31日(月)

佐久市役所8階大会議室

開始時刻 午後16:00

終了時刻 午後17:55

第6回合併協議会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

(1) 協議事項

協議会で協議すべき項目について

協議会に報告すべき項目について

(2) 次回協議会協議事項

協議会で協議すべき項目について

協議会に報告すべき項目について

4. その他

1. 開会

柳澤局長

これより、第6回合併協議会を開会いたします。

協議会規約第10条の規定によりまして、委員の半数以上の皆様が出席しておりますので、会議は成立をしております。

それでは、会長の三浦佐久市長よりご挨拶と引き続きまして会議の進行をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

三浦会長

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

お田植えも終わりました、緑一色となった田園風景から佐久地域の息吹を感じることができます。

秋には、4市町村の皆様と一緒に豊作のお祝いができますことを念願するものでございます。

さて、前回、協議会の冒頭で、日本の15歳未満の年少人口が、昨年より20万人も減少したという総務省の発表をご報告申し上げました。

この発表に続きまして、今月中旬、厚生労働省より、15歳から49歳までの女性一人が生産に産む子どもの数を示す「合計特殊出生率」が、市町村別に発表されました。

現在、日本の合計特殊出生率は、1.32人と発表されていますが、市町村の場合は、人口規模が小さくなると毎年の数値のぶれが大きいために、平成10年から14年の5年間のデータから算出されております。

これによりまして、佐久市が1.73人、臼田町と浅科村が1.53人、望月町が1.68人となっております。

4市町村とも全国の1.32人を大きく上回ってはおりますが、実は、この合計特殊出生率が2.08人以上ないと現在の人口を維持していくことはできないと言われております。

この発表も、少子化による人口減少社会が確実に訪れるということを現しております。

様々な発表を目にする度に、いつも将来への不安を感じてしまうわけですが、「今のままで、何とかなる」又は「もうしばらくは、大丈夫」という現状認識の甘い声が、一部から聞こえてくる訳であります。

しかし、本格的な少子・高齢社会、そして人口減少社会が訪れてからでは遅いのです。

未来を担う子どもたちのために、私たちが、「今」決断して、方向性を示さなければならないと思っております。

私たちの決断の評価は、歴史がするものであり、引き続き、4市町村が力を合わせ、住民の皆様の期待に応えられる足腰の強い10万都市の誕生に向けて、合併協議を進めて参りたいと考えております。

本日の協議会でございますが、前回ご提案いたしました「すり合わせ調整案」のご協議をい

ただくほか、次回の協議会において、ご協議をお願いします調整案につきまして、ご提案をさせていただきます。本日は、提案項目数が多いと聞いております。よろしくお願いします。

はじめに、皆様にご報告を申し上げます。

本日、取材をしておりますマスコミ各社より、協議会の写真撮影について、事前に申し入れがあり、許可をさせていただきます。

それでは、議事を進めて参ります。次第の3(1)の平成15年度合併協議会決算の決算報告につきまして事務局から報告をいたします。

小林係長

今回お配りしてございます、資料の1をご覧頂きたいと思っております。平成15年度の12月22日から平成16年3月31日までのものになっております。

それでは、1ページで内容を説明させていただきます。歳入合計額でございますけれども、4,500,009円。歳出合計額3,637,171円。差引残高862,838円こちらの残額が翌年度へ繰越金となるわけですが、16年度予算で既に800,000円計上してありますのでお願いします。

それでは、歳入の内容についてご説明をいたします。初めに負担金でございますが、決算額4,500,000円で、過不足額0円となります。説明欄にございますが、4市町村の負担金でございます均等割50%・人口割50%で積算したものになっております。諸収入でございますが決算額9円ということで、不足額が991円という形になっておりますが、預金の利子が9円でございます、予算書が千円単位で調整されているため、マイナスの991円ということになっております。歳入の合計ですが、4,500,009円、不足額が991円でございます。続きまして歳出でございますけれども、運営費の1の報酬でございますけれども、決算額131,652円。差引額98,348円でございます。こちらにつきましては、委員さん方の報酬並びに、公務災害保険料でございます、3回分になっております。予算では、4回の開催を予定しておりましたが、実際は、3回の開催ということでした。

つぎの2項目目、会議費につきましては、決算額161,921円で、残額が、306,079円でございます。こちらの会議経費につきましては会議傍聴用のモニター2回分。また、会議時のお茶代等でございます。

続きまして、事務費の関係でございますが、決算額1,260,992円。残額が171,008円でございます。この内容でございますけれども、臨時職員賃金につきましては、1名分でございます、12月22日以降、3ヶ月と4日分でございます。また、旅費でございますけれども、こちらは事務局職員の旅費でございます、旧東部町へ視察をした関係でございます。なお、予算では、千曲市他県内等の先進地事例の視察を予定していたわけですが、そちらの方は、行なうことはできませんでした。

続きまして、事業費の関係ですが、こちらにつきましては、コピー代、消耗品代等でございます。

役務費でございますが、こちらにつきましては、郵便料と、1月28日、31日に望月町の皆さんを対象の施設見学を行ないまして、その62名分の保険料も含まれております。使用料が0円という形になっておりますが、こちらにつきましては出張が東部町だったということで有料道路代等がなかった

ということで0円でございます。

続きまして事業費、事業推進費でございますが、決算額 2,082,606 円でございます。117,394 円が残額でございますが、広報印刷代でございますけれども、こちらにつきましては、協議会便り4回分でございます。4ページが1回、8ページが1回、10ページが1回、各1回ごとに3万4千部印刷をしております。新市建設計画策定経費でございますが、こちらの主なものは、カラープリンターのトナー代等になっております。予備費でございますけれども、決算額は0で残額は171,000円でございます。歳出の決算額の合計が3,637,171円。差引残額が863,829円でございます。歳入の不足額991円を差し引きますと繰越金と同額となります。以上が決算書の説明になります。

三浦会長

続きまして、の監査報告につきまして資料1の2ページ目でございますけれども、監事さんからお願いを致します。

田嶋委員

それでは、監査報告を申し上げます。監事は2人おりますけれども、本日は、佐久市の角田委員さんがお休みですので私が1人でいたします。去る5月19日午前10時から佐久市役所701会議室にて監査を二人で行いました。それでは、報告書を読みまして、報告とさせていただきます。

監査結果報告書。平成15年度佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会決算について預金通帳並びに係書類を同事務職員立会のうえ、厳正なる監査を実施した結果、その処理が適正であることを認めます。佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会 監事 角田邦男、 監事 田嶋正人。

以上でございます。

三浦会長

ありがとうございました。ただいま15年度合併協議会歳入歳出決算の監査報告がございましたが、何かございますか。なければ、平成15年度の合併協議会歳入歳出決算につきましては、報告のとおりとするということでよろしゅうございますか。

<同意>

ご異議がございませんので、報告のとおりといたします。

次に参ります。(2)の協議会で協議すべき項目についてお諮りを申し上げます。

前回の資料をご覧ください。前回提案内容について説明がありましたが専門部会ごとにお諮りを申し上げます。

初めに資料番号1 1総務専門部会の26の項目につきましてお諮りを申し上げます。何かご意見ございますでしょうか。

望月町 安井委員

提案番号21番の「長野陸運支局設置促進期成同盟負担金」でございます。佐久ナンバーというこ

とで、これにつきましては、最近、軽井沢・御代田町を中心に、軽井沢ナンバーの期成同盟の動きがあると聞きしているわけですが、これにつきましてはの進行状況等ありましたら教えてください。

佐久市 神津総務部長

これにつきましては、登録事務所の運動を長年やっているわけですが、その中におきまして、ご当地ナンバーが新聞報道されてきたところがございます。この協議会が、実は本日ございまして、協議されたところがございます。会長であります三浦会長が、今後継続してさらに検討いたしましようということで、閉会いたしました。

三浦会長

他に何かございますか。ご意見なければ、総務専門部会につきましては、現行のとおりということよろしいでしょうか。ご異議がございませんので、本案のとおりとさせていただきます。

次に、資料番号1 - 2をご覧ください。保健福祉専門部会の5つの項目につきましてお諮りを申し上げます。何かご意見ございますか。

ご意見ございませんでしたら、保健福祉専門部会につきましては、原案のとおりということよろしいでしょうか。

<同意>

ご異議がございませんので本案のとおりとさせていただきます。

次に資料番号1 - 3をご覧ください。建設専門部会でございますが、前回、臼田町の田嶋委員さんよりご指摘を頂いております。事務局から説明をお願いします。

荻原係長

それでは、ご説明を申し上げます。前回第5回の協議会で、建設専門部会の提案項目の4つのご指摘につきまして、お答え申し上げます。

1つ目ですが、入札参加資格につきましてのご指摘でございますが、ご指摘のとおり本年3月1日から、経営事項審査制度の一部改正によりまして、経営事項審査の内容が、「経営規模等評価」と「経営状況分析」とに分類されました。これに伴いまして、4月1日以降に、有効な経営事項審査を確認する方法につきましては、制度改正前の通知書の有効期限が、審査基準日から1年7ヶ月以内であるため、平成16年3月31日以前に発行された「経営事項審査結果通知書」による方法と、平成16年4月1日以降に発行されます「経営規模等評価結果通知書」及び「経営状況分析結果通知書」による方法のいずれかになりました。このため、本日お配りいたしました協議事案の訂正ということで、まず、提案番号1番でございますが、入札参加資格審査の調整案の詳細の7行目以降を「入札参加資格審査申請時には、必ず経営事項審査結果通知書あるいは経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析の提出を求めることとする。」という形で訂正させていただきます。また、関連いたします提案番号2番の業者選定の調整案の詳細の6行目以降ですが、「建設工事業者の工事の種類」の格付けは、経

営事項結果通知書の総合評点あるいは、経営規模等評価結果通知書の総合評定値を基準に行う。」という形で訂正をさせていただきます。

続きまして、2つ目の軽微な工事の経営事項結果通知書あるいは、経営規模等結果通知書等の取り扱いでございますが、4市町村の事務レベルのすり合わせでは、提案の調整案のとおり経営事項審査結果通知書あるいは、経営規模等評価結果通知書の提出を求めることで調整がなされております。ただし、施設のガラスの破損等といった内容が軽微で履行の確保が容易な修繕につきましては、この限りではないということでございます。

3つ目のご質問の業者選定での新客観点数の取り扱いでございますが、調整案では、建設工事業者の工事ごとの格付けにつきましては現在、佐久市を除く3町村で新客観点数の加算項目の工事成績評定の実施をしていないことから、当面は、現行どおりの新客観点数を考慮しない基準で行うことになっております。

また、最後のご質問の業者選定の調整案に業者選定規準を具体的に明記した方がよいのではないかということで、業者選定における金額及び工事の区分等の詳細につきましては、新市の業者選定委員会において審議し決定をして参りますので、現在の事務事業のすり合わせでは、この調整案とさせていただきます。

三浦会長

ただいま事務局から説明がありましたが、調整案の訂正をお願いします。それでは、建設専門部会その他の項目も含めまして、6項目につきまして、何かご意見ございませんでしょうか。

なければ、建設専門部会につきましては、調整案のとおりということによろしいでしょうか。

ご異議がございませんので、本案のとおりとさせていただきます。

以上で、前回協議されました、協議会で協議すべき項目については、終了いたしました。

続きまして、の協議会に報告すべき項目ですが、前回の項目は総務専門部会のみになります。

何かご意見ございますでしょうか。なければ、協議会で報告すべき項目につきましては、原案のとおりとさせていただくことによろしいでしょうか。

ご異議がございませんので、本案のとおりとさせていただきます。

つぎに(3)次回協議会での協議事項に入ります。今回事務局から提案説明があり、次回の協議会で協議承認をいただくということになります。それでは、の協議会で協議すべき項目につきまして、初めに、総務専門部会の説明をお願いします。

小林係長

それでは、今回お配りしてございます、資料番号2 1をお願いします。今回総務専門部会からご提案する項目は全部で14項目になります。それでは、一覧表に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

1ページをご覧頂きたいと思いますが、提案番号1、2につきましては、「財産区」の関係でございまして、1項目が、議会制を引いております財産区。また、2項目が、管理会制の財産区でございます。

まず、1項目目でございますけれども、佐久市が3つ、臼田町に5つ、望月町に3つの財産区があります。調整案でございますが、合併時、現行どおり財産区として存続するというものでございます。

次の3項目目から次ページ8項目目まででございますが、こちらにつきましては、広報広聴関係の項目となります。

3項目目「行政相談」でございますけれども、調整案でございますが、相談会場を4箇所設けまして、隔月で実施をします。

4項目目「市町村政懇談会」の対応でございますけれども、調整案でございますが、新市におきまして広く住民の皆さんの話しを聞き、市政に反映させることを目的に地区区長会単位で、市政懇談会を開催するというところでございます。

5項目目「コミュニティラジオ・テレビ放送」行政情報番組の関係ですが、こちらは、現在、佐久市が単独で実施をしております、調整案ですが、合併時新市において実施するというものでございます。

続きまして6項目目「市政モニター」でございますが、こちらは現在佐久市が単独で実施をしております、予め選任した委員から要望を聞くことから民意を把握し、より良い市政推進を図ることを目的として実施しております。調整案でございますが、合併時、新市において実施をします。

7項目目「市内施設見学」でございます。こちら佐久市が単独で実施をしております、市内の主な施設を見学していただきまして、終了後にアンケートを行いまして、そのアンケートを、今後の市政の運営の参考としております。こちらにつきましても、合併時、新市において実施をしていきます。

続きまして、2ページをお願いしたいと思います。「行政改革推進委員会・行政改革懇話会」でございますけれども、こちらにつきましては、4市町村で委員数・任期等に差があります。調整案でございますが、合併時、新市において設置をしていきます。

9項目目「選挙管理委員会」でございます。こちらにつきましては、既に法定合併協議会で承認をされていますけれども、委員会というものの組織に関するものでありまして、調整案でございますが、法令の規定より、合併時、新市において設置をするというものでございます。なお暫定の委員さんにつきましては4市町村の委員であったものの中から互選で4名選ばれることとなっております。

提案番号10、11でございますが、不在者投票の関係でございまして、10番の「期日前投票」というものがありますけれども、これは、今まで不在者投票で各市町村の市役所・役場の方へ直接行って不在者投票を行っていたものが、制度の改正によりまして期日前投票という形になりました。調整案でございますが、合併時、投票所に4市町村に各一箇所設置して実施するというものでございます。

11項目目「不在者投票」でございますが、こちらにつきましては、郵送等によるものでございまして、従前どおり不在者投票という位置づけになっております。こちらにつきましては、合併時不在者投票所を選挙管理委員会に一ヶ所設置して実施する。なお、指定投票区制度を設けるというものでござ

います。

続きまして12項目目「監査委員」でございますが、こちら委員さんの身分等につきましては既にご承認いただいております。監査委員につきましては、新市の市長決定後となるわけですが、調整案は、地方自治法の規定により、合併後新市において設置するというものでございます。なお、法律では、委員数は2名から3名となっているわけでございますが、参考に書いてありますが、上田市2名。飯田市2名。ということから、委員数は、人口規模を勘案し2名とします。

13項目目「公平委員会」でございますが、こちらにつきましては、現在、佐久市が設置しています。また、臼田町・浅科村・望月町は郡町村公平委員会組合におきまして共同設置をしております。調整案でございますが、法令の規定によりまして、合併後、新市において設置をします。なお、公平委員の人数につきましては法律で3名と決まっております。

14項目目「特別職報酬等審議会」でございます。調整案でございますが、合併時新市において設置をするというものでございます。以上が総務専門部会の関係でございます。

三浦会長

只今、事務局より説明がありましたが、お持ち帰りになってご検討いただくわけですが、今の説明に対して、何かございますでしょうか。なければ、次回協議をお願いします。

次に、民生専門部会につきまして、説明をお願いします。

佐藤係長

資料番号2-2をお願いします。民生専門部会からご提案を申し上げます。

1ページをお願いします。民生専門部会から1ページ以降59項目について説明を申し上げます。

提案番号1番「住民基本台帳諸証明手数料」でございます。問題点でございますが、4市町村とも徴収しているが、一部の手数料について金額等に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、現行の手数料を基本とし、差異のあるものについては統一した基準を設け実施する。というものでございます。7ページをご覧頂きたいと思います。ここには、各項目ごとに現状の手数料の金額、それと調整案の金額をそれぞれ記載をさせていただいております。住民基本台帳に関係します手数料につきまして、従来から市町村間で統一が図られていたことから、大きな差は出てきておりません。その中で身分証明書の交付、若しくは、住民票の閲覧等、違いのあるものについて7ページにございます調整案の金額で統一していくという内容になっております。この中で、中段にございます、住民票の閲覧につきましては、閲覧の仕方自体が違ってきておりますが、新市におきましては、1件を10枚単位といたしまして、30人記載された用紙を用いて閲覧をする方法によりまして料金を設定していくという内容になっております。

1ページにお戻りください。提案番号2番「戸籍電算処理」でございます。問題点でございますが、浅科村・望月町が戸籍電算処理を実施している。調整案ですが、合併前に佐久市・臼田町において、統合可能なシステムによりまして、電算化を実施し、合併と同時にシステムの統合を行なうこととしておりまして、現在、佐久市・臼田町で実際の作業を行なっているところでございます。

提案番号3番「高齢健康優良者表彰」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調整案ですが、合併時、佐久市の例により新市において実施するというものでございます。健康優良で1年間お医者様にかからなかった人について優良表彰を行なうという内容でございます。健康管理のほかに健康診査の受診勧奨もあわせて行っていくという内容になっております。

2ページをお願いします。提案番号4番「低所得世帯医療資金」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、低所得世帯医療資金貸付事業を新市において実施するというものでございます。対象者につきましては、調整案の詳細にあるとおりでございます。医療費の給付額の額について無利子で貸与を行なうということでございます。

提案番号5番「国民健康保険税の賦課」でございます。問題点ですが、4市町村で実施しているが、税率・納期に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、佐久市の例による。なお、新市において速やかに税率の見直しを行なうというものでございます。附表の8ページをお願いします。平成14年度の4市町村での国民健康保険特別会計の決算状況を記載をしております。佐久市・臼田町・浅科村につきましては、単年度経常収支については黒字で出ていますが、望月町におきましては赤字で出てきております。また、年度末での基金の現残高につきましては、合計額で、17億2千万の掛け金の積み立てがなされております。平成15年度の国民健康保険税の率を、県下17市の状況を記載してあります。こちらにあります、所得割・資産割をあわせたもの、それと、均等割、平等割を合わせたものそれぞれが5対5になるものが税率として一番理想的だといわれてございまして、4市町村の中で、その率に一番近い佐久市の税率を用いようという内容になっております。国保税につきましては保険給付から税率が資産化されますが、現時点で制度改正等があり、算出の見込みができないということ、新市住民の負担から見ますと、一体性確保、負担行為の原則という部分から均一であることが望ましいという点で、合併時、佐久市の例によりまして、新市におきまして歳出の状況を見極めた時点で、税率の見直しを行なうという内容でございます。

提案番号の6番「葬祭費」国保事業の事業項目でございます。問題点でございますが、4市町村とも実施しているが、支給金額に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、支給金額を3万円に統一するというものでございます。

提案番号7番「任意給付金」でございます。問題点ですが、臼田町・浅科村が実施しているが、給付対象に差異がある。調整案でございますが、合併時、被保険者が、結核予防法第34条又は、精神保険及び精神障害者福祉に関する法律第32条の規定による医療を受けたときに当該被保険者が負担する額を支給するというものでございます。調整案の詳細でございますが、自己負担額の医療費の5%を給付するというものでございまして、残りの95%につきましては法律に基づきまして公費負担と決っている内容でございます。

提案番号8番「人間ドック受診者補助金」でございます。問題点ですが、佐久市・浅科村・望月町で実施しているが、補助対象者・補助金額に差異がある。調整案でございますが、合併時、補助金額を日帰り15,000円、一泊二日25,000円に統一して新市において実施する。また、補助対象者の年齢制限は廃止する。というものでございます。

提案番号9番「国民健康保険運営協議会」でございます。問題点でございますが、4市町村とも同様

に設置している。調整案でございますが、合併時、新市において国民健康保険法の規定により実施するというものでございます。

提案番号 10 番「国民健康保険高額医療費資金貸付事業」でございます。問題点でございますが、佐久市・臼田町・浅科村が実施しているが、対象者に差異がある。佐久市・浅科村は貸付基金を設置している。合併時、貸与対象を国民健康保険加入者の高額療養費の支給に係わる者とし、貸付額を高額療養費支給見込みの 100 分の 90 に相当する金額として実施をしております。基金の取り扱いにつきましては、国民健康保険特別会計内で対応できることから廃止をいたします。

3 ページお願いします。提案番号 11 番、国保事業の「疾病予防事業」でございます。問題点でございますが、臼田町が単独で実施している。調整案でございますが、臼田町が実施している町民検診事業は廃止の上、新市において誕生月検診や国保加入者の人間ドック助成事業を実施することで対応するため、合併時廃止をする、というものでございます。

提案番号 12 番「出産資金貸付事業」でございます。問題点でございますが、佐久市・臼田町・浅科村が実施しているが貸付額に差異がある。また浅科村は貸付基金を設置している。調整案の詳細ですが、合併時貸付額を出産育児一時金の 80%（24 万円に統一する）というものでございます。調整案の詳細でございますが、基金につきましては県下でも基金を設置しているところは少ないということ、また、国民健康保険の特別会計内で対応できるということから、廃止をいたします。

提案番号 13 番「健康優良家庭表彰」こちらも国保事業でございます。問題点でございますが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、共済組合等他の健康保険制度においても同様の事業は廃止の方向にあることを踏まえ、新市として早期発見・早期治療の観点から国保事業を推進するために、合併時廃止としてございます。

提案番号 14 番「狂犬病予防事業手数料」でございます。問題点ですが、4 市町村が同様に実施しており問題なし。調整案ですが、合併時現行どおりとするとしております。

提案番号 15 番「一般廃棄物処理業許可申請手数料」でございます。問題点でございますが、佐久市・臼田町・望月町が手数料を徴収しているが、料金に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、1 申請 5,000 円に統一して実施するとしております。調整案の詳細ですが、申請を、更新・許可変更・再交付の区分に分けずに金額を統一して実施する。というものでございます。

提案番号 16 番「福社会館使用料」でございます。問題点でございますが、佐久市が単独で手数料を徴収している。調整案でございますが、合併時現行どおりとするというものでございます。

提案番号 17 番「交通災害共済児童加入負担金」でございます。問題点ですが、佐久市・臼田町・浅科村が実施しているが、負担金額・補助金額に差異があるというものでございます。合併時、市内在住の 3 歳以上 15 歳未満の者の長野県県民交通災害共済加入金額を新市が負担する。というものです。調整案の詳細ですが、交通災害共済加入金、年額 100 円になりますけれども、その全額を新市が負担をするというものでございます。

18、19、20 番に関しましては、それぞれの委員会の負担金でございます。

18 番「連合衛生委員会補助金」でございますが、佐久市が単独で実施している。調整案ですが、合併時佐久市の例による。」なお、佐久市環境浄化活動補助金・臼田町環境連合会補助金についても、合

併時連合衛生補助金に統一ということです。

提案番号 19 番「環境浄化活動補助金」 提案番号 20 番「環境衛生組合連合会補助金」でございます。合併時にただいまの連合衛生組合補助金に統合するため、合併時廃止というものでございます。

提案番号 21 番「馬坂・広川原地区環境衛生補助金」でございます。問題点でございますが、臼田町が単独で実施している。調整案ですが、合併時現行どおりとする。

4 ページをお願いします。提案番号 22 番「集団資源回収補助金」でございます。問題点ですが、浅科村が単独で実施している。調整案ですが、資源ゴミ回収は、既に、分別収集により徹底されております。また、住民のリサイクルに関する意識も浸透しているために、合併時廃止をする。なお、新市においては、PTA 等各種団体によります独自の実施とすとしてしております。

提案番号 2 3 番「一斉清掃交付金」です。問題点ですが、浅科村が単独で交付している、調整案ですが、合併時、連合衛生委員会に統合するため廃止とする。

提案番号 2 4 番「東信地区交通災害共済組合」でございます。問題点ですが、臼田町・浅科村・望月町が加入している。調整案ですが、新市において長野県交通災害共済に加入するため、合併時、脱退する。

提案番号 2 5 番「簡易給水施設」でございます。臼田町が設置し、給水事業を行なっている。調整案でございますが、合併時現行どおりとする。

提案番号 2 6 番佐久水道の「水源保証交付金」でございます。浅科村が単独で実施している。調整案でございますが、飲料水については佐久水道により普及が図られており、井戸水の水源保証という意味で地区に交付金を交付する必要が薄れてきたために、合併時廃止をすとしてしております。

提案番号 2 7 番「佐久圏域水道水質検査協議会」でございます。問題点でございますが、4 市町村とも同様に管理しているため問題なし。調整案でございますが、合併時、新市において加入するとしております。こちらの協議会の一部事務組合となりますので、調整案の詳細には、合併にあたっての事務の取り扱いを記載させて頂いております。

提案番号 2 8 番「衛生委員会」でございます。問題点でございますが、4 市町村とも類似の委員会を設置しているが、組織・活動状況に差異がある。調整案でございますが、合併時新市において佐久市連合衛生委員会・臼田町環境衛生組合連合会・浅科村環境衛生推進委員会・望月町環境衛生推進委員を統合の上、新たな連合衛生委員会として組織を設置するとしてございます。

提案番号 2 9 , 3 0 , 3 1 につきましても、審議会によるものでございます。

2 9 番「環境審議会」でございます。問題点でございますが、佐久市・臼田町が同様に設置している。合併時、新市において、現行の組織を基本に新たに設置する。なお、同時に浅科村自然環境保護審議会・浅科村公害対策審議会・望月町公害防止監視委員会についても環境審議会に統一する。としてございます。3 0 番「自然環境保護審議会」3 1 番「公害対策審議会」は、ただいまの環境審議会に統合するため廃止をするという調整案でございます。

提案番号 3 2 番「交通安全計画」でございます。問題点ですが、新市において策定する必要がある。調整案ですが、現行の各市町村の交通安全計画の内容の統一を図り、新市において新たに策定する。調整案の詳細ですが、平成 1 7 年度中に新市の交通実態に合わせた交通安全計画を策定する。

提案番号 3 3 番「交通安全対策協議会」でございます。問題点でございますが、4 市町村とも条例及び要綱に基づき同様に設置しているため問題なし。調整案でございますが、合併時新市において設置する。

提案番号 3 4 番「交通指導員」でございます。問題点でございますが、佐久市・浅科村で設置しているが、指導員数・構成に差異がある。調整案でございますが、合併時、新市において組織を統一して設置する。

5 ページをお願いします。提案番号 3 5 番「新入園児・新入学児童への交通安全用具の配布」でございます。問題点ですが、佐久市・臼田町・浅科村で実施しているが、配布対象者・配布時期・配布する安全用具に差異がある。調整案でございますが、合併時、配布対象者を小学校への新入学児童とし、配布物もヘルメットに統一する。

提案番号 3 6 番「身近な生き物生息分布調査」でございます。問題点でございますが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、調査区域を新市の区域に拡大し実施する。

提案番号 3 7 番「動物愛護フェスティバル」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、現行どおりとする。

提案番号 3 8 番「霊園管理」でございます。問題点ですが、臼田町が単独で実施している。調整案でございますが、合併時現行どおりとする。

提案番号 3 9 番「環境基本計画」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調整案ですが、新市において策定する必要があることから、現行の佐久市環境基本計画を基本に新市において策定する。

提案番号 4 0 番「公害防止条例に基づく指定事業届出」でございます。問題点でございますが、4 市町村とも実施しているが、指定事業の有無及び届出受理後の対応に差異がある。調整案でございますが、合併時佐久市の例による。なお、指定業種につきましては、現行のものを基本に統一するとしてございます。調整案の詳細ですけれども公害の発生のある事業を行なう場合又は公害の発生の恐れのある施設を設置する場合には、その 3 0 日前までに届けることを義務化するというものでございまして、現在の佐久市公害防止条例に定める指定業種を基本に他町村の現状を踏まえ指定業種の統合を図る。

提案番号 4 1 番「一般廃棄物処理計画」でございます。問題点でございますが、4 市町村が策定しているが内容に差異がある。調整案でございますが、新市において計画を策定する必要があることから現行の廃棄物処理計画を基本に、新市において速やかに策定する。というものでございます。

提案番号 4 2 番「一般廃棄物処理業許可」でございます。問題点ですが、浅科村・望月町は一般廃棄物収集運搬業者と一般廃棄物処分業者の許可を行なっているが、浅科村・望月町は一般廃棄物収集運搬業者のみの許可を行なっている。調整案でございますが、合併時新市において一般廃棄物収集運搬業者と一般廃棄物処分業者の両者の許可を行なうというものでございます。

提案番号 4 3 番「固定資産税の減免」でございます。問題点ですが、4 市町村で実施しているが内容に差異がある。調整案でございますが、4 市町村とも既に廃止、又は廃止予定の事業であり同和対策事業の内容が順次なされている状況にあるため、合併時廃止をする。でございます。

提案番号 44 番「個人市町村民税の減免」でございます。問題点ですが、浅科村が単独で実施している。浅科村については廃止予定の事業であり、同和対策事業の見直しが順次なされている状況であることから固定資産税の減免とあわせ、合併時廃止する。

提案番号 45 番「隣保館使用料」でございます。問題点でございますが、佐久市・望月町が使用料を徴収しているが使用料の徴収基準に差異がある。調整案ですが、合併時新たな基準を設け料金を設定する。調整案の詳細でございますが、社会教育施設の使用料に準じ、基準となる 1 時間あたりの平米単価を統一するというものでございます。

提案番号 46 番「同和対策集会所等使用料」でございます。問題点でございますが、臼田町・望月町が徴収しているが使用料の徴収基準に差異がある。調整案でございますが、同和教育集会所の設置の目的や使用状況を踏まえ、合併時使用料を廃止する。

提案番号 47 番「部落開放運動団体活動補助金」でございます。問題点でございますが、4 市町村とも実施しているが補助金額及び交付対象団体に差異がある。調整案でございますが、合併時、新市の部落開放運動団体の設置状況を踏まえ補助金交付基準の統一を図る。としてございます。

提案番号 48 番「開放年金」でございます。問題点としまして、4 市町村でそれぞれ交付要綱に基づき実施しているが、交付方法・交付内容に差異がある。、4 市町村とも廃止の方向にあるが、廃止時期を調整する必要がある。調整案ですが、4 市町村とも廃止予定事業で同和対策事業の見直しが順次なされている状況にあることから、合併時廃止する。でございます。

提案番号 49 番「同和地区人間ドック補助金」でございます。問題点でございますが、浅科村が単独で実施している。調整案でございますが、新市が実施する検診等の保健事業を活用するため、合併時補助金を廃止する。

6 ページをお願いします。提案番号 50 番「同和地区児童生徒入学支度金」でございます。問題点ですが、臼田町・浅科村が実施している。調整案でございますが、佐久市・望月町においては、既に廃止されている事業であり、臼田町・浅科村においても、同和対策事業の個人給付の見直しが順次なされている状況にあるため合併時廃止とする。

提案番号 51 番「同和地区児童生徒奨学金」でございます。問題点ですが、浅科村・望月町が実施しているが、支給金額・支給対象者・支給基準に差異がある。というものでございます。調整案でございますが、新市の教育委員会が実施する奨学資金貸付事業を活用するため、合併時廃止する。ただし、合併日の前日に在学中の者で給付を受けている者についてはその在学期間に限り経過措置として従前どおり支給する。調整案の内容でございますが、平成 14 年 3 月末日に地対財特法が執行しております。それを受けまして、長野県ポランティア審議会の答申が出てございますが、その答申に沿い、一般対策に工夫を加えた対応を行なうという内容でございます。

提案番号 52 から 57 番につきましては、各種、審議会・委員会の関係でございます。

提案番号 52 番「部落差別撤廃人権擁護審議会」でございます。問題点でございますが、4 市町村とも同様に設置しているため問題なし。調整案でございますが、合併時、新市において現行の組織を基本に新たに設置する。

提案番号 53 番「隣保館運営審議会」でございます。こちらにつきましても、調整案は、合併時新市

において現行の組織を基本に新たに設置するとしてございます。

提案番号 54 番「隣保館運営委員会」でございます。こちらの調整案につきましては、合併時、新市において各隣保館を単位に設置する。

提案番号 55 番「人権同和教育推進協議会」でございます。こちらの調整案でございますが、合併時新市において現行の組織を基本に新たに設置する。としてございます。

提案番号 56 番「人権同和教育推進委員」でございます。調整案でございますが、合併時新市において設置するとしてございます。調整案の詳細でございますが、推進員につきましては、旧々町村を単位としまして 2 6 名以内で調整し、設置をしていくという内容でございます。

提案番号 5 7 番「同和対策集会所等運営委員会」でございます。調整案ですが、合併時、新市において設置する。必要に応じ、集会所ごとに委員会を設置することも可能とする。としてございます。

提案番号 58 番「財団法人信州農村開発史研究所事務」でございます。問題点でございますが、浅科村が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、現行どおりとするが、新市において、研究所の自立に向けた支援のあり方を検討する。としてございます。

提案番号 59 番「人権対策推進本部」でございます。問題点でございますが、4 市町村とも設置しているが、組織体制と実施体制に差異がある。調整案でございますが、合併時、新市において現行の組織を基本に新たに設置する。としております。民生専門部会からは以上でございます。

三浦会長

ただいま事務局から説明がありました。何かご質問ございましょうか。なければ、次回協議をお願いします。

次に、保健福祉専門部会から説明をお願いします。

佐藤係長

続きまして、保健福祉専門部会からご説明申し上げます。資料 2 - 3 をお願いします。保健福祉専門部会からは、1 ページ以降にあります 128 項目についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いします。提案番号 1、2 番でございます。

1 番でございますが、「保護司会補助金」でございます。問題点でございますが、佐久市・臼田町・望月町が実施しているが、交付金額・交付方法に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、統一した基準を設け実施する。としてございます。

提案番号 2 番「民生児童員協議会補助金」でございます。こちらの調整案につきましても、合併時、統一した基準を設け実施をするとしてございます。

提案番号 3 番「市町村人権擁護委員会補助金」でございます。問題点ですが、臼田町が単独で実施している。調整案でございますが、佐久圏域で設けている佐久人権擁護委員協議会へ新市として補助を実施することとしているため、合併時廃止する。

提案番号 4 番「更生保護婦人会補助金」でございます。問題点でございますが、臼田町・望月町で実施している。調整案でございますが、更生保護婦人会が有志婦人の自主的な団体でありボランティア

的な性格を持つことから合併時廃止する。

提案番号 5 番「社会福祉施設整備事業補助金」でございます。これは、社会福祉対象施設への補助金の調整案でございます。問題点でございますが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、新市において実施する。でございます。

提案番号の 6、7 番こちらも団体に対する補助金でございます。

提案番号 6 番「遺族会補助金」でございます。問題点ですが、佐久市・臼田町・望月町が実施しているが、交付金額、交付方法に差異がある。調整案でございますが、合併時、団体の意向を踏まえた補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をするとしてございます。

提案番号 7 番「傷痍軍人会補助金」でございます。こちらの調整案も、合併時、団体の意向を踏まえた補助金額基準を設け予算の範囲内で補助をする。としてございます。

2 ページをお願いいたします。

提案番号 8 番「小諸学舎デイサービス利用者負担金」でございます。問題点でございますが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時新市の区域で現行どおり実施する。

提案番号 9 番「身体障害者福祉協会運営費補助金」でございます。こちらの調整案も先ほどの団体への補助金と同様、合併時、団体の意向を踏まえた補助金交付基準を設け予算の範囲で補助する。としてございます。

提案番号 10 番「心身障害者希望の旅事業補助金」でございます。問題点でございますが、佐久市・臼田町・望月町が補助金で実施しているが、浅科村は委託事業で実施しており差異がある。調整案でございますが、合併時、補助事業において実施するというものでございます。調整案の詳細でございますが、新市社会福祉協議会が実施をします同事業に対しまして、補助を行うというものでございます。

提案番号 11 番「交通災害共済掛金給付金」でございます。問題点でございますが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、佐久市の例による。調整案の詳細でございますが、身障手帳の 2 級以上の所持者と療育手帳の所持者に対しまして、長野県民交通共済の加入掛け金を新市が負担するというものでございまして、1 人年額 400 円。この加入金全額になりますが、1 人あたり年額 400 円を給付するというものです。15 歳以下の方につきましては、先ほど民生専門部会で提案申しあげました掛け金の方で補助していくということです。

提案番号 12 番「障害者介護用品購入券交付事業」でございます。問題点でございますが、臼田町・浅科村で給付しているが給付金額、給付方法に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、統一した基準を設け新市の区域で実施するとしてございます。調整案の詳細ですが、対象者につきましては市町村民税非課税世帯に属するもので、身障手帳等所持している 65 歳未満のものを在宅で介護している介護者に対して行っていくというものです。介護認定調査基準を準用いたしまして、軽度、中度、重度に分けて、それぞれそこにあります金額相当の介護用品の給付をするというものです。軽度につきましては要支援・要介護 1 程度。中度につきましては、要介護 2・3 程度。重度につきましては要介護 4・5 程度の方に分けるというものです。

提案番号 13 番「外国人障害者特別給付金支給」事業でございます。問題点でございますが、佐久市・

浅科村・望月町が実施している。調整案でございますが、合併時、新市において実施をするというものでございます。公的年金の給付のない障害者に対しまして、月額2万円の給付を行っていくというものでございます。

3ページをお願いします。提案番号14番「特別障害者手当認定委嘱医師報酬」でございます。問題点でございますが、佐久市が単独で実施している。町村につきましては県の佐久福祉事務所において実施しているものでございます。調整案でございますが、合併時、佐久市の例によるというものでございます。

提案番号の15番「手をつなぐ親の会補助金」でございます。こちらは、知的障害者の親で構成している会への補助金でございます。問題点ですが、佐久市・臼田町が実施しているが、交付金額・交付方法に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、団体の意向を踏まえた補助金交付基準を設け予算の範囲で補助する。でございます。

提案番号16番「障害者共同作業所訓練事業」でございます。問題点ですが、4市町村が実施しているが、佐久市、望月町が委託で臼田町・浅科村は直営で事業を実施している。調整案でございますが、合併時、新市の区域において継続して実施するとしてございます。調整案の詳細ですが、直営運営方法につきましては合併時には現状で実施する。合併後、新市において検討し運営方法を統一する。

提案番号17番18番につきましては「知的障害者更正施設臼田啓明園管理運営事業」「知的障害児施設臼田学園管理運営事業」でございます。こちらの調整案ですが、合併時、現行どおりとするとしております。

提案番号19番「民生児童委員協議会」でございます。問題点でございますが、4市町村で協議会を設置しているが、佐久市は任意の民生委員協議会を1設置し、3町村はそれぞれ法定の民生委員協議会を1つづつ組織している。佐久市のみ法定による地区民生委員協議会を4組織している。というものです。調整案ですが、合併時、新市民生児童委員全体での任意の協議会を設置し、現在ある法定の協議会は、新市の地区民生児童委員協議会としてそれぞれ存続するとしています。調整案の詳細でございますが、委員数につきましては、合併時は現行のまま、平成19年に新市での民生児童委員の改選時期にあたりますので、人数につきましてはその時点で調整を行うという内容でございます。4ページをお願いします。

提案番号の20番「社会福祉協議会」の扱いでございます。問題点ですが、4市町村が社会福祉法により、それぞれ社会福祉協議会を設置している。調整案でございますが、合併時、社会福祉法第109条に基づき、新市社会福祉協議会として統合する。社会福祉協議会につきましては、4市町村の社会福祉協議会において、現在、合併に向けての協議会が設置されているところでございます。

提案番号21番「福祉委員組織・運営事業」でございます。問題点でございますが、4市町村とも、福祉運営委員会は、民生委員が兼務しているため問題なし。調整案でございますが、合併時現行どおりとするとしております。

提案番号22番「結婚・仲介委託事業」でございます。問題点でございますが、臼田町、浅科村が実施している。調整案でございますが、利用者数が少なく、また、仲介をたてず結婚するなど、利用形態が変化してきていることから、合併時、廃止をするとしております。

提案番号23番「心配事相談事業委託」でございます。問題点ですが、4市町村が実施しているが、実施方法に差異がある。調整案でございますが、合併時補助事業として実施する。臼田町・浅科村・望月町が同時に実施している行政相談は、別に実施する。としてございます。

提案番号24番「社会福祉法人の助成」でございます。問題点でございますが、4市町村が同様に実施しているため問題なし。調整案ですが、合併時現行どおり実施する。としてございます。

提案番号25番「戦争病者・戦没者援護事業」でございます。4市町村が、事業を実施しているが、追悼式の開催回数・実施主体等に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時地域の実情を勘案し新市において、一本化した追悼式を実施する。としております。

提案番号26番「災害弔慰金支給及び、災害援護資金貸付援助業務」でございます。問題点でございますが、4市町村が実施しているが、事業内容に差異がある。調整案でございますが、合併時、統一した基準を設け、新市の区域で実施する。調整案の詳細ですが、災害弔慰金の支給に関する法律等に準拠し、調整案の詳細にございます基準に従いまして、弔慰金の支給若しくは貸付を行なっていくというものでございます。

5ページをお願いします。

提案番号27番「災害見舞い援護事業」でございます。問題点といたしまして、4市町村が災害見舞金を支給しているが支給対象者・要件・金額に差異がある。佐久市・浅科村が救護品を支給している。ということでございます。調整案でございますが、合併時、統一した基準を設け、新市の区域で実施する。というものでございます。こちらの事業は先ほどの災害弔慰金が法律に準拠しておりまして、一定の面積以上という条件があるものでございまして、そこから外れた方の災害に対して見舞金を支給していくというものでございます。

提案番号28番「手話通訳要約筆記者派遣事業」でございます。問題点でございますが、佐久市・臼田町・望月町が実施している。調整案でございますが、合併時、統一した基準を設け、新市の区域で実施するとしております。調整案の詳細でございますが、聴覚障害者に対しまして手話通訳要約筆記者を派遣することによりまして福祉増進を図っていく。というものでございます。

提案番号29番「高校生ボランティア研修会委託事業」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、ボランティア育成事業は、新市社会福祉協議会の主体事業とするために、合併時廃止する。としております。

提案番号の30番「保育料」でございます。問題点でございますが、4市町村で階層区分・保育料に差異がある。というものでございます。調整案でございますが、合併時、国の徴収基準を基にした10階層とし、保育料を統一して実施する。附表の22ページをお願いします。国によります基準と新市によります基準を附表という形で記載してあります。国の階層を基準といたしまして、それをより細分化して階層を決め、こちらにあります徴収基準に基づいて保育料を徴収していくというものでございます。

5ページにお戻りください。提案番号31番「母子寡婦福祉資金借入利子補給」でございます。問題点でございますが、浅科村・望月町が実施している。調整案でございますが、住宅・転宅・結婚以外の就学就職支度技能取得等、生活に必要性の高い事由による資金の貸付については、新市において、

母子小口貸付として無利子で貸付を実施するため、母子寡婦福祉資金について借入利子補給は、合併時廃止する。ただし、合併日の前日に母子寡婦福祉資金借入利子補給を受けていたものについては、その償還期限に限り経過措置として従前どおり支給するというものでございます。

6 ページをお願いします。提案番号 3 2 番「児童遊園遊具設置及び補修事業補助金」でございます。問題点でございますが、佐久市・臼田町・浅科村で実施しているが、経費負担について臼田町・浅科村は全額町負担、佐久市は一部負担と差異がある。調整案でございますが、合併時、新市により一部負担の補助事業により実施する。調整案の詳細ですが、地元の区が児童遊園に遊具を設置する事業、又は遊具を補修する事業に対しまして、予算の範囲内で補助金を交付するというものでございます。

提案番号 3 3 番「日本宇宙少年団佐久分団活動補助金」でございます。問題点でございますが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、佐久市の例によるというものでございます。

提案番号 3 4 番「母子寡婦福祉会補助金」でございます。問題点でございますが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、佐久市の例により実施する。としております。

提案番号 3 5 番「母子世帯等児童生徒入学卒業激励費」でございます。問題点でございますが、佐久市が単独で支給している。また、長野県の家庭等児童福祉金支給事業は平成 1 6 年度をもって廃止される予定である。調整案でございますが、記念品（図書券）を贈呈しているわけですが、その贈呈ではなく、母子福祉施策の充実により対応するため、合併時廃止する。

提案番号 3 6 番「交通災害児童給付金」でございます。問題点でございますが、佐久市が単独で支給している。調整案でございますが、合併時、新市の区域において実施する。調整案の詳細でございますが、交通事故・災害事故によりまして父又は母を失った遺児等に給付金を支給するというものでございまして、1 人につき、年額 7,000 円を支給していくというものです。

提案番号 3 7 番「私立保育所運営費補助金」でございます。佐久市・臼田町が実施しているが、補助金算定基準に差異がある。合併時、基準を定めて補助交付する。としています。調整案の詳細に基準が記載されています。

7 ページをお願いします。提案番号 3 8 「社会福祉施設設備事業補助金」でございます。こちら、私立保育園への施設の補助についての取り扱いでございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、佐久市の例により、新市の区域において実施をするというものでございます。

提案番号 3 9 番「公立保育所管理運営事業」でございます。問題点ですが、保育日数は、佐久市が 270 日以上、臼田町が 280 日以上、浅科村・望月町が 285 日以上と差異がある。また、保育時間については、佐久市・臼田町は、原則 8 時間として、土曜日について定めはないが、浅科村・望月町については原則 8 時間として土曜日については 4 時間としていて差異がある。調整案でございますが、合併時、保育実施園は現行どおりとし、定員は現行を基本とし、保育日数・保育時間については、新たな基準を設け実施するとしてございます。調整案の詳細でございますが、保育日数については、290 日以上とし、保育時間につきましては、原則 8 時間として統一していくというものでございます。

提案番号 4 0 「児童館運営委員会」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調

調整案でございますが、新市において児童館や保育所等、子育て支援事業を包括する、仮称「子育て支援審議会」を設置し、児童館運営委員会は、その審議会に統合するため、合併時廃止とするとしてございます。

提案番号41「子ども未来館運営委員会」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、佐久市の例によるということです。

提案番号42「保育所等運営委員会」でございます。こちらは臼田町が単独で設置している委員会でございますが、調整案でございますけれども、先ほどの児童館運営委員会と同様に、仮称子育て審議会にその機能を統合するために合併時廃止をするとしてございます。

提案番号43「母子寡婦福祉会」でございます。問題点でございますが、4市町村に母子寡婦福祉会があり、統合について調整されている。調整案ですが、合併時組織を統合し、新市へ移行するとしております。

8ページをお願いします。提案番号44番「心身障害児母子通園訓練事業」でございます。問題点でございますが、佐久市・臼田町は、母子通園訓練施設が設置されて実施されてはいますが、浅科村、望月町は、佐久市の施設を利用し実施している。佐久市・浅科村・望月町と、臼田町で対象者・運営内容に差異がある。というものです。調整案でございますが、合併時、対象者・運営内容を統一し事業を継続して実施する。対象としまして就学前の心身障害者とその保護者で、実施個所につきましては、現行どおりの2カ所で実施する。内容につきましては、週3回開設。運営は市で、訓練業務につきましては委託としております。

提案番号45番「家庭児童相談室」でございます。問題点でございますが、佐久市福祉事務所及び児童館で実施しているが、臼田町・浅科村・望月町は、佐久福祉事務所、地方事務所で実施しております。調整案でございますが、合併時、佐久市の例による。調整案の詳細のとおり、新市の福祉事務所内の家庭相談室と、児童館内の家庭相談室で実施していくというものでございます。

提案番号46番「子育てサロン事業」でございます。問題点でございますが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、各児童館で佐久市の例により実施をするとしております。

提案番号47番「お兄さんと遊ぼう事業」でございます。問題点でございますが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、佐久市の例により新市の区域で実施する。こちらの事業でございますが、母子家庭・父子家庭の子どもたちについて無料で参加していただき、ボランティアの方と体験活動を行っていくというものでございます。

9ページをお願いします

提案番号48番「児童館運営事業」でございます。問題点ですが、佐久市のみが設置し実施している。調整案ですが、合併時、佐久市の例により統一して実施をするとしてございます。運営内容でございますが、利用対象者は、小学生と、保護者同伴の未就園児。開館時間については、平日は、午前10時から午後7時まで。学校が長期休業日・土曜日及び祝日の場合は、午前8時から午後6時まで。日曜日に開館の場合は、午前8時から午後6時までを基本としております。利用形態は自由来館制で、利用料無料。休館日につきましては、日曜日と年末年始。2館につきましては、日曜日も開館しております。

提案番号49番「母子証明書交付」でございます。問題点でございますが、4市町村が、同様に証明書を発行しているが、手数料を佐久市・浅科村・望月町は徴収していないが、臼田町は徴収している差異がある。調整案でございますが、合併時、現行により証明書を発行し手数料は徴収しないこととする。

提案番号50番「母子寡婦福祉会事務局」。問題点ですが、佐久市は、佐久市福祉事務所で事務局を担当しているが、臼田町は、会が自ら行い、浅科村・望月町は、町村社会福祉協議会が会の事務局を行なっている。調整案でございますが、合併時、福祉事務所において実施する。

提案番号51番「母子小口貸付」でございます。問題点でございますが、佐久市が母子・寡婦を対象とした貸付を単独で実施している。市町村社会福祉協議会では被保護世帯向けの貸付業務を別に行なっております。合併時、佐久市の例により、新市の区域で実施する。調整案の詳細ですが、母子家庭の母及び寡婦に対して貸付等を行うことによりまして、経済的自立と、生活意欲の助長促進を図る。母子寡婦福祉会に貸付原資300万円を新市が貸付し、貸付業務については母子寡婦福祉会が行なう。貸付手数料については、母子寡婦福祉会の運営費として収入していくという内容でございます。

提案番号52番「園医委嘱・解職」でございます。問題点でございますが、園医の委嘱について佐久市は医師会に依頼し、推薦を受け委嘱しているが、臼田町・浅科村・望月町は医療機関に直接依頼し委嘱している差異がある。調整案でございますが、合併時、医師会に依頼し、推薦を受け委嘱していくということでございます。

提案番号53番「保育時間」でございます。問題点ですが、保育基本時間は4市町村が同様に実施しているが、延長保育・開所閉所時間は、4市町村の保育園毎に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、保育基本時間は現行どおりとし、延長保育・開所閉所時間は午前7時30分から午後7時までを基本とし、実施にあたっては、各保育所の実情に応じて実施するとしてございます。調整案の詳細には、基本保育ということで、月曜から金曜までは午前8時から午後4時まで。土曜につきましては、午前8時から正午までを定めるとしております。

提案番号54番「一時保育事業」でございます。問題点でございますが、4市町村で実施しているが、保育料・対象者・保育期間等に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、実施園については現行どおりとし、保育料・対象者・保育期間等については統一して、新市の区域で実施するとしております。調整案の詳細ですが、保育期間につきましては、月12日程度。保育時間につきましては基本保育時間内とし、保育料は、3歳以上児で日額900円。3歳未満児で日額2,000円。給食費につきましては、日額400円としております。保育期間、保育時間を越えた部分につきましては、延長保育又は、普通保育で対応していくというものでございます。

提案番号55番「長時間保育事業」でございます。問題点でございますが、4市町村で実施しているが長時間保育・延長保育時間及び料金に差異がある。調整案でございますが、合併時、公立保育所の長時間保育、延長保育の時間でございますが、午前7時30分から午前8時までと午後4時から午後7時までを基本とし、実施に当たっては、各保育園の実情に応じて実施する。長時間保育料金については、1時間あたり150円とする。こちら、通常の基本保育時間を越えて保育を必要とする児童に対し

ましてその延長を行うというものでございます。

提案番号56番「家庭保育委託事業」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時佐久市の例による。調整案の詳細ですが、家庭保育員を設置しまして、保育に欠ける児童に対して適切な保護を与えるとしております。家庭保育の資格につきましては、こちらにあります1~6に該当する方としております。

提案番号57番「休日保育事業」でございます。問題点でございますが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、当面は現行どおり実施し、保育の需要にあわせて新市の区域で実施園を広げていくとしております。調整案の詳細ですが、実施保育園につきましては、現在行なっております岩村田、岸野保育園の2園でございます。実施日は、日曜及び祭日でございます。保育時間は午前8時から午後4時まで。延長保育も可能というものでございます。保育料につきましては3歳以上児4時間を越えた部分で450円。3歳未満児が4時間以内1,000円4時間を超えますと2,000円ということで、料金につきましては、先ほどの一時保育事業との整合を取ったものとなっております。

提案番号58番「保育キーパー設置事業」でございます。問題点でございますが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、佐久市の例を基本に新市の区域で実施する。でございます。

提案番号59番「公立保育所 苦情等相談窓口設置事業」でございます。問題点でございますが、4市町村で実施しているが、推進体制に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、各保育園長を苦情等解決責任者とし、苦情等受付担当者を決め、第3者を加えた、相談窓口を設置し実施する。調整案の詳細ですが、苦情等受付責任者につきましては、各保育園の主任保育士。第3者といたしまして、子ども特別対策推進委員の方と主任児童委員の方をお願いをするというものでございます。

提案番号60番「介護用品給付事業」でございます。問題点ですが、4市町村で実施しているが、支給対象者・支給金額・支給方法に差異がある。というものでございます。調整案でございますが、合併時、新市において基準を設け実施するというものでございます。調整案の詳細でございますけれども、在宅の介護用品を使用している高齢者の介護をしている低所得者の家族に対しまして介護用品を給付するというものでございます。給付金の額につきましては、要支援・要介護度1については、月額1,000円程度。要介護2,3につきましては、月額3,500円程度。要介護4,5につきましては月額6,250円程度の、介護用品を給付していくというものでございます。

提案番号61番「徘徊高齢者家庭支援サービス事業補助金」でございます。問題点でございますが、佐久市・浅科村が実施しているが、実施方法に差異がある。調整案でございますが、合併時、初期費用の1/3を限度として補助をするとしております。こちらの事業でございますが、調整案の詳細をお願いします。徘徊のある在託痴呆性高齢者の介護者が、位置検索のできるシステムを導入する場合に、導入時の加入料と、機器代の一部を補助をするということでございます。月々のリース料や、維持費、更新費は、本人負担とするというものでございます。

提案番号62番「地域住民グループ支援事業補助金」でございます。問題点ですが、浅科村が単独

で実施している。調整案でございますが、ボランティア活動の育成・支援及び効用を目的とした補助金であり、社会福祉団体が主体的事業として取り組んでいるボランティア育成等を目的とした各種事業により対応するため、合併時廃止する。というものでございます。

提案番号63番「高齢者住宅改修支援事業」でございます。問題点ですが、佐久市・浅科村が実施している。調整案でございますが、合併時、予算の範囲内で新市の区域で実施する。調整案の詳細でございますが、ボランティア団体等が、無償で行なう軽微な住宅の改修や補修に要した材料費等について、予算の範囲内で支給をするというものです。

提案番号64番「高齢者弔慰金」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調整案ですが、合併時佐久市の例によるというものでございます。調整案の詳細でございますが、90歳以上の高齢者の死亡につきまして、弔慰金1,000円と、花を添えるというものでございます。

提案番号65番「高齢者等家庭介護者入浴券交付」事業でございます。問題点でございますが、浅科村が実施している。調整案でございますが、介護の慰労を目的とした入浴券ではなく、家庭介護者支援交流事業など、各種介護者支援事業を充実するため、合併時廃止とする。としてございます。

提案番号66番「在宅介護支援センター出向職員負担金」でございます。問題点でございますが、浅科村が単独で実施している。調整案でございますが、新市において、業務遂行に必要な資格を保有している職員により対応可能なため、合併時廃止するというものでございます。

提案番号67番「敬老会補助金」でございます。問題点でございますが、佐久市・臼田町で実施しているが、補助金額に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、補助金額を一人当たり300円に統一して実施するというもので、調整案の詳細でございますけれど、各地区が主体的に実施しております敬老会への助成でございます。70歳以上の方に対しまして一人当たり300円を補助するというものでございます。

提案番号68番「老人福祉センター運営費補助金」でございます。問題点ですが、佐久市・臼田町が実施している。調整案でございますが、合併時、現行どおりとするというものでございます。調整案の詳細でございますが、新市社会福祉協議会が所有し、運営する老人福祉センターの運営費について補助するというものでございます。

13ページをお願いします。提案番号69番「シルバー人材センター運営費補助金」でございます。問題点でございますが、佐久市・臼田町は、佐久市シルバー人材センター。浅科村・望月町は小諸北佐久シルバー人材センターへ加入しており差異があるというものでございます。調整案ですが、合併時、佐久市シルバー人材センターへ加入し運営費を補助するというものでございます。

提案番号70番「老人福祉特別事業補助金」でございます。問題点ですが、浅科村が単独で実施している。調整案でございますが、老人クラブ活動で同様な事業を実施しており、老人クラブ活動費補助金の対象とするため、合併時廃止とするというものでございます。

提案番号71番「外国人高齢者特別給付金支給」でございます。問題点ですが、佐久市・浅科村・望月町が実施している。調整案でございますが、合併時、新市において実施する。住民登録を有する外国人で、公的年金の支給を受けることのできない外国人高齢者につきまして、月額1万円の特別給付を支給するというものです。

提案番号72番「小規模ケア施設設備補助金交付事業」でございます。問題点でございますが、佐久市・臼田町・浅科村で実施している。調整案でございますが、合併時新市の区域で実施するというものでございます。

提案番号73、74、75番についてはシルバーランドみついの運営事業についてでございます。

提案番号73番「老人福祉施設（シルバーランドみつい）運営事業」。合併時、現行どおりとするというものでございます。

提案番号74番「シルバーランドみついショートステイ運営」。こちら合併時現行どおり実施するというものでございます。

提案番号75番「シルバーランドみついデイサービス運営」。こちら合併時現行どおりとするとしてございます。

14ページお願いします。提案番号76番「介護施設管理委託事業」でございます。問題点でございますが、4市町村とも、施設を委託管理している。調整案でございますが、合併時、指定管理者制度に基づき実施をしております。調整案の詳細でございますが、運営経費、修繕費につきましては委託者の負担とするとしております。

77番から83番までにつきましては、各種施設の管理運営事業でございます。

提案番号77番「あいとぴあ臼田ショートステイ運営」提案番号78番「あいとぴあ臼田運営事業」両項目とも、調整案は合併時現行どおりとしております。

提案番号79番「高齢者共同リビング管理運営事業」でございます。こちらにつきましても、調整案は合併時現行どおりとしております。

15ページの、提案番号80番につきましては、望月町の「介護予防拠点施設運営」でございます。こちら合併時現行どおりとするとしております。

提案番号81番につきましては佐久市で行なっております「介護老人保健施設みすず苑」でございます。こちら合併時現行どおりとするとしてございます。

提案番号82番「シルバーランドみつい施設使用料」でございますが、こちら合併時、現行どおりとするとしてございます。

提案番号83番「あいとぴあ臼田短期入所施設利用者負担金」ですが、こちら合併時現行どおりとするとしてございます。

提案番号84番「望月町老人福祉センター使用料」でございます。問題点でございますが、望月町が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、新市において基準を定め実施をしております。調整案の詳細でございますが、利用対象者は65歳以上の高齢者といたしまして、利用料は無料といたします。入浴料につきましては一人当たり100円を徴収するというものでございます。

提案番号85番「老人保健福祉計画」でございます。問題点でございますが、老人保健福祉計画を新市において策定する必要がある。調整案でございますが、各市町村の老人保健福祉計画の目標値を集計し、合併時に新市において計画を策定するというものでございます。調整案の詳細でございますが、介護保険事業計画と一体のものであるということから、同時期での策定を行っていくというものでございます。

提案番号 86 番「生活管理指導短期宿泊事業」でございます。問題点でございますが、4 市町村で実施しているが、利用者負担金額・委託料・利用期間・利用施設に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、利用者負担額は、1 日あたり 1,161 円、委託料は 1 日あたり 4,590 円。利用期間は原則として 7 日以内。利用施設は佐久圏域内の養護老人ホームとして統一して実施をするとしてございます。

16 ページお願いします。提案番号 87 番と 88 番でございます。

提案番号 87 番「生きがい対応型通所介護事業」。こちら佐久市・臼田町が実施しているものでございます。提案番号 88 番「生きがい対応型支援通所事業」。こちらは、佐久市・浅科村が実施しているものでございますが、調整案につきましては両項目とも、合併時、利用者負担金額は委託金額の 1 割（100 円未満切り捨て）と食費の実費とし、委託金額は介護保険制度の要支援報酬単価を基本とし統一して新市の区域で実施する。としてございます。

提案番号 89 番「軽度生活支援事業」でございます。問題点でございますが、4 市町村で実施しているが、利用者負担金額、委託金額に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、利用者負担金額は介護保険制度報酬単価の 1 割、委託金額は介護保険制度の報酬単価に統一して新市の区域で実施する。というものでございます。

提案番号 90 番「老人日常生活用具貸与・給付」でございます。問題点でございますが、4 市町村で実施しているが、貸与給付物品・対象者・要件に差異があり、浅科村・望月町が利用者負担金を徴収している。調整案でございますが、合併時、統一した基準を定め、新市の区域で実施するとしてございます。調整案の詳細でございますが、利用者負担金額は無料とし、貸与給付物品については、佐久市の金額と国庫補助対象品目とするとしております。ただし、特殊寝台・エアマット・車いすの貸し出しについては、介護保険制度で、同内容であるということから、現在ある物を使用しまして、新たに購入はしないということでございます。対象者の要件につきましては、物品毎に定めるものとし、ただし、電動ベットにつきましては介護保険の給付の対象になっていることから、そちらの対象者からは除きます。

17 ページをお願いいたします。提案番号 91 番「福祉基金活用事業」でございます。問題点でございますが、4 市町村が福祉基金を設置し運用収益で事業を実施しているが、活用している事業に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、基金の運用収益を高年齢者福祉事業に活用するというところでございます。

提案番号 92 番「家庭ごみ収集支援事業」でございます。問題点ですが、浅科村が実施している。調整案ですが、合併時、浅科村の例を基本とし、利用者負担金を徴収して、新市の区域で実施するとするということでございます。調整案の詳細ですが、実施回数につきましては、可燃ごみとビニールごみについては週 1 回、その他につきましては月 1 回とし、収集 1 回あたり 100 円の利用者負担金額を徴収していくというものでございます。

提案番号 93 番「独居老人事故防止活動」でございます。問題点でございますが、浅科村が単独で実施している。調整案でございますが、民生児童委員を初めとした地域ケア体制の充実を図る事により、独居老人事故防止に対応するため合併時廃止とする。

提案番号 94 番「家庭介護者支援・交流事業」でございます。問題点でございますが、4 市町村で実施しているが、事業内容に差異がある。調整案でございますが、合併時、事業内容を統一し、新市の区域で実施する。事業の委託先については新市社会福祉協議会とするとしてございます。

提案番号 95 番「福祉バス運行委託事業」でございます。問題点でございますが、佐久市・臼田町・浅科村で実施しているが、運行形態、利用金額に差異がある。調整案でございますが、合併時、金額は、大人 100 円を基本とし、運行形態を統一させながら、地域の実情に応じ、新市の区域で実施するとしています。調整案の詳細ですが、乗車賃金は大人 100 円子ども（小学生）50 円小学生未満は無料としてございます。また、臼田町の馬坂・広川原地域、またそれと同様の地区につきましては地域の実情に応じた対応をする。というものでございます。

18 ページをお願いします。提案番号 96 番「独居老人等給食サービス事業」でございます。問題点でございますが、佐久市・臼田町で実施しているが、実施内容に差異がある。調整案でございますが、合併時、新市社会福祉協議会の補助事業として実施するものとしております。調整案の詳細でございますが、利用者負担金として食材相当分を徴収するというので、補助額からは、その分を除くという内容でございます。

提案番号 97 番「基幹型・地域型在宅介護支援センター運営事業」でございます。問題点ですが、1 としまして、基幹型在宅介護支援センターは、佐久市は通常型。臼田町・浅科村・望月町については小規模基幹型在宅介護支援センターが設置されており、国の基準により、1 箇所に調整する必要がある。2 としまして、地域型在宅介護支援センターについては、佐久市・臼田町・望月町は委託で実施しており、浅科村については小規模基幹型在宅介護センターが兼ねて直営で実施している。また、佐久市・臼田町・浅科村で事業内容に差異がある。調整案でございますが、合併時、基幹型在宅介護支援センターは佐久市のものに一本化し、臼田町・浅科村・望月町の、小規模基幹型在宅介護支援センターは、地域型在宅介護支援センターとする。地域型在宅介護支援センターは、合併時、当面は現行どおりとし、小規模基幹型在宅介護支援センターから移行した地域型在宅介護支援センターの事業内容については、当面現行のとおりとする。としております。附表の 23 ページに図式化したものを載せてございます。

提案番号 98 番「痴呆症高齢者介護者支援」でございます。問題点ですが、佐久市・臼田町で実施しているが、実施方法に差異がある。調整案でございますが、合併時、実施内容を統一して実施するとしてございます。

提案番号 99 番「在宅要介護者歯科保健推進事業」でございます。問題点です。佐久市・浅科村が実施しているが事業内容に差異がある。調整案でございますが、合併時、事業内容を統一して実施する。

提案番号 100 番「コウノトリ支援事業補助金」でございます。問題点ですが、臼田町が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、臼田町の例を基本に、新市の区域で実施する。調整案の詳細でございますが、不妊症に関する医療保険診療外の治療費を負担して助成を行うというもので、治療費の 3 割、年額 8 万円を限度とするというものでございます。

提案番号 101 番「インフルエンザ予防接種自己負担免除者補助金」でございます。問題点ござ

いますが、浅科村・望月町で実施している。調整案ですが、インフルエンザの予防接種については新市において、各種予防接種事業で統一して実施し、自己負担分が免除になる方についても現金による補助金交付でなく、各種予防接種事業の無料券交付とするため、合併時廃止をしております。

提案番号102番「小諸看護専門学校補助金」でございます。佐久市・浅科村・望月町で実施している。調整案でございますが、合併時、新市において実施するというものでございます。

19ページをお願いします。提案番号103番「精神障害者家族会補助金」でございます。問題点ですが、浅科村が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、新市において精神障害者家族会事業を委託することにより、家族会の活動を支援するため、合併時廃止をしております。

提案番号104番「佐久歯科医師会公衆衛生研修協力補助金」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、新市において実施するとしてございます。

提案番号105「健康審査補助金」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、佐久市の例により、新市の区域で実施する。調整案の詳細ですが、医療機関が行ないます40歳以上の健康審査でその受診料が5,000円以上要するものについて、年1回1人1,000円を限度に補助を行っていくというものでございます。

提案番号106番「佐久市立浅間総合病院」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で自治体病院を開設している。調整案ですが、合併時、現行どおりとするというものでございます。

提案番号107番「浅科村国保診療所」でございます。こちらにつきましても、合併時、現行どおりとする。ただし医師の派遣については病院との協議によるというものでございます。

提案番号108番「へき地内山診療所運営事業」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時現行どおりとする。

提案番号109番「春日出張診療所開設事業」でございます。問題点ですが、望月町が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、新市において実施していくものでございます。

提案番号110番「国保病院・診療所往診車使用料」問題点ですが、佐久市・浅科村が往診車の使用を実施しており、使用料額に差異がある。調整案でございますが、合併時、基準を定めて統一するというものでございます。

提案番号111番「国保病院・診療所手数料」こちら、文書手数料の項目ですが、問題点、佐久市・浅科村が実施しており手数料額に差異がある。調整案は、合併時、基準を定め統一するというものでございます。

提案番号112番「浅科村国保診療所負担金」でございます。こちらの調整案も、合併時、現行どおりとしてございます。

提案番号113番「保健対策推進協議会」でございます。問題点ですが、佐久市・望月町で協議会等を設置し、実施している。調整案でございますが、合併時、新市において協議会を統一して設置するとしてございます。

提案番号114番「保健福祉推進委員会」でございます。問題点ですが、臼田町が単独で実施している。新市で設置する保健対策推進協議会と同様の事業内容であり、そこに統一することから、合併時廃止とする。としております。

20ページをお願いします。提案番号115番「予防接種健康被害調査委員会」でございます。問題点ですが、佐久市・臼田町で実施している。調整案でございますが、合併時新市において実施をするとしております。

提案番号116番「健康づくり21/保健計画」でございます。問題点ですが、佐久市は計画を策定しており、臼田町・望月町は策定中、浅科村については未策定と扱いが異なっているが、新市において策定する必要がある。調整案でございますが、合併時1年以内に新市において計画を策定するとしております。

提案番号117番「保健センター管理運営」でございます。問題点でございますが、佐久市・浅科村に保健センターがあるが、管理運営方法に差異があるというものでございます。調整案でございますが、現在ある保健センターの各機能を残し、保健事業に対応できるよう、合併時新市において、条例で、統一的な管理運営事業を行なう。としております。調整案の詳細でございますが、一つの保健センターを中心に分散型で事務事業が行なわれるように対応し、各市町村にある保健センター機能は、合併後もその機能を残し保健予防事業等を行なうとしてございます。

提案番号118番「無医地区出張診療所診療業務」です。問題点でございますが、佐久市・望月町が実施している。調整案でございますが、合併時、過去の経過を踏まえて、現行どおり実施する。としております。

提案番号119番「各種予防接種」でございます。問題点でございますが、4市町村で実施しているが、接種方法・接種委託料・接種自己負担金額に差異がある。調整案でございますが、1としまして、合併時、予防接種法・結核予防法に基づく予防接種を実施する。2としまして、接種方法の集団・個別を統一する。3としまして、接種自己負担金額は、インフルエンザは1,000円とし、他は無料とする。4としまして、接種委託料はワクチン購入費を含めた金額とし、医師会等委託先と調整のうえ決定する。としてございます。

提案番号120番「予防接種医療廃棄物処理委託」でございます。問題点ですが、4市町村で行なっているが、処理方法に差異がある。合併時、新市において実施するとしてございます。

提案番号121番「保健福祉行政懇談会」問題点でございますが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、佐久市の例によるというものでございます。

提案番号122番「妊産婦あんしん育児支援事業」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、佐久市の例により新市の区域で実施するとしております。調整案の詳細でございますが、産科医と、小児科医の連携によりまして、育児相談、指導を実施するというもので、妊娠中から生後1年未満妊産婦と、1歳未満の乳児を対象にしております。

提案番号123番「遠隔医療推進事業」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、佐久市の例によるというものでございます。

21ページをお願いします。提案番号124番「介護保険料賦課徴収」でございます。問題点でございますが、4市町村とも同様に実施しているが、普通徴収の保険料の納期が、佐久市・臼田町は12期で、浅科村・望月町が8期で差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、普通徴収につきましては、12期とする。調整案の詳細でございますけれども、1期あたりの納付額

を低くするということから、12期とするというものでございます。

提案番号125番「単独低所得利用者負担対策」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、佐久市の例によるというものでございます。調整案の詳細でございますが、在宅サービスを利用したそれぞれの月の利用者負担金額の30%を支給していくという内容でございます。

提案番号126番「介護保険事業計画策定懇話会」でございます。問題点ですが、4市町村とも実施しているが、委員構成・委員報酬に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、新市において設置するとしております。

提案番号127番「介護保険事業計画策定」でございます。問題点ですが、新市において介護保険事業計画を策定する必要がある。調整案ですが、合併時、新市において計画を策定する。調整案の詳細でございますが、合併時に、介護保健事業計画を策定し、新市の介護保険料金を算定し統一をするというものでございます。

提案番号128番「介護相談委員派遣事業」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、佐久市の例によるというものでございます。

保健福祉専門部会からは以上でございます。

三浦会長

ただいま、保健福祉専門部会より128項目の説明がございましたが、何か質問ございましょうか。なければ、次回協議をお願いします。次に、経済専門部会からお願いします。

荻原係長

それでは、資料の24をお願いします。経済専門部会につきましては、1項目でございます。

提案番号1番でございますが、「観光協会」でございます。問題点といたしまして、佐久市・白田町・望月町が観光協会を組織している。調整案でございますが、合併時、新市観光協会を組織する。というものでございます。詳細でございますが、各観光協会の事務局は行政内に置かれており、各協会の独立は現在の実情からすると難しいため、一本化を図ることが必要である。組織・規約・事業等については各団体の意向を踏まえて統一を図る。というものでございます。以上でございます。

三浦会長

経済専門部会1項目につきまして、何かございますか。

なければ、これも、次回ご協議をお願いします。

それでは、建設専門部会につきまして、説明をお願いします。

荻原係長

資料25をお願いします。今回、建設専門部会につきましては、11項目でございます。

提案番号 1、2 番でございますが、「南佐久土木振興会負担金」及び「南佐久土木振興会」でございます。問題点といたしまして、臼田町が単独で実施及び加入している。調整案でございますが、合併時、臼田町は脱退するため廃止とする。というものでございます。また、振興会につきましては脱会するというものでございます。

提案番号 3 番「コスモタワー望遠鏡使用料」でございます。問題点といたしまして、臼田町が単独で実施している。調整案でございますが、合併時現行どおりとするというものでございます。

提案番号 4 番 5 番でございますが、「佐久平駅前広場使用料」及び「岩村田駅前広場使用料」でございます。問題点につきましては、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、現行どおりとして新市において条例・規則を策定して実施する。というものでございます。

提案番号 6 番「都市計画審議会」でございます。問題点ですが、佐久市・臼田町が実施している。調整案でございますが、合併時、新市において設置をするというものでございます。

提案番号 7 番「緑の基本計画」でございます。問題点でございますが、佐久市が単独で策定しているが、新市において実績に基づいた地域別バランスを保つ策定が必要になる。調整案でございますが、合併後 2 年以内に新市において計画を策定する。というものでございます。

提案番号 8 番「公園整備計画」でございます。問題点といたしまして、佐久市・臼田町で策定されている。調整案でございますが、合併時、2 年以内に、各市町村の現行の内容を尊重し新市の公園整備計画を策定する。というものでございます。

提案番号 9 番「厚生住宅使用料・入居敷金」でございます。問題点でございますが、4 市町村が実施しているが、住宅使用料・入居敷金に差異があるというものでございます。調整案の詳細をご覧いただきたいわけですが、住宅使用料は 4 市町村がそれぞれの地区の状況に応じて建設してきた経過があるため現行どおりとし、入居敷金は現入居者からは新たに徴収しない。合併後は、新たに入居してきた場合は、家賃の 3 か月分を徴収する。というものでございます。

2 ページお願いします。提案番号 10 番「改良住宅使用料・入居敷金」でございます。問題点でございますが、佐久市・臼田町・浅科村で実施しているが、住宅使用料・入居敷金に差異があるというものでございます。詳細をご覧いただきたいわけですが、住宅使用料については、3 市町村がそれぞれの地区の実情に応じて建設してきた経過があるため現行どおりとする。入居敷金は現入居者からは新たに徴収しない。合併後は、家賃の 3 ヶ月分を徴収する。というものでございます。

提案番号 11 番「公共下水道受益者負担金（厚生住宅）」でございます。問題点としまして、4 市町村で実施しているが、負担者に市町村間で差異がある。詳細をご覧いただきたいわけですが、本人所有地につきましては本人負担。市町村所有地につきましては市町村負担とする。ということでございます。以上でございます。

三浦会長

建設専門部会 11 項目の説明がありました。なにかございますか。なければ、これも、次回のご協議をお願いします。

次に教育専門部会につきましてお願いします。

荻原係長

資料2 6をお願いします。教育専門部会につきましては6項目提案させていただいております。

提案番号1番「学校課外活動等補助金」でございます。問題点といたしまして臼田町が単独で実施している。調整案でございますが、社会体育関係事業（スポーツ少年団交付金）との統合を図ることにより合併時廃止する。というものでございます。

提案番号2番「学校医等委嘱・解職」でございます。問題点でございますが、学校医等の推薦方法に差異がある。現在、佐久市・浅科村・望月町は医師会に依頼しております。臼田町につきましては佐久総合病院・開業医に依頼しております。また、報酬額と業務内容に差異がある。佐久市のみ、帯同看護師に賃金が支払われている。というものでございます。調整案でございますが、合併時、学校医の推薦方法は、佐久市・浅科村・望月町の例により医師会に依頼をする。学校医報酬額及び就学時検診賃金は基準を定める。業務内容は佐久市の例による。帯同看護師に関する賃金は基準を定めるとい調整案でございます。

続きまして、提案番号3番「小中学校通学区の設置及び変更」でございます。問題点といたしまして、4市町村とも通学区を定めている。調整案でございますが、合併時現行どおりとし、通学区の見直しを行なう場合は児童生徒の動向により小・中学校の適正規模・配置と合わせて検討する。詳細でございますが、現在、佐久市で行なっている通学区の一部自由化は継続して実施する。という詳細でございます。

続きまして、提案番号4番「中間教室運営事業」でございます。問題点としまして、佐久市・臼田町が実施しているが、事業内容・方法に差異がある。合併時現行どおりとし、不登校児童・生徒が増加している状況から、事業内容・方法の差異を調整しながら、今後4市町村の拠点となる子ども支援センター等の体制作りを検討する。という調整案でございます。

続きまして、提案番号5番「給食費」でございます。問題点といたしまして、臼田町の給食会計は一般会計で処理し、他の市町村は給食会計（センター及び学校の給食会計）である。給食費に市町村間で差異がある。というものでございます。調整案でございますが、合併時、臼田町の給食会計はセンターの給食会計に移行する。給食費は新市において基準を統一する。という調整案でございます。

続きまして提案番号6番「地区公民館・分館等活動」でございます。問題点でございますが、4市町村で実施しているが、組織・手当に差異がある。というものでございます。調整案でございますが、合併時、組織・手当等については基準を統一する。詳細でございますが、公民館組織については合併時、佐久市の例を基準に組織編成を行なう。26地区公民館長につきましては、佐久市の例により手当を支給する。という調整案でございます。以上でございます。

三浦会長

ただいまの教育専門部会につきまして、何か質問ございますか。

なければ、の協議会で協議すべき項目につきましては、説明が終了いたしました。次回の協議会で、ご協議をお願いします。の協議会へ報告すべき項目につきましては、次回までに資料をご覧頂

きたいと思います。

次に次第の4 その他でございます。事務局から何かありますか。（なし）

委員の皆様から何かございますか。（なし）

なければ、本日の協議事項は全て終了いたしました。

以上を持ちまして、第6回合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。